

平成29年度 かほく市総合教育会議 次第

日時 平成29年12月20日(水) 午後2時30分より
場所 かほく市役所 3階 301会議室

1. 開 会

2. あいさつ

かほく市長 油野 和 一 郎

3. 協議・調整事項

1) 教育大綱(教育振興基本計画)の見直しについて

- ・これまでの取組の評価
- ・社会動向、教育を取り巻く状況の変化
- ・今後の見直しに向けての方向性

2) 教職員の働き方改革について

- ・かほく市立学校教職員時間外勤務時間の状況
- ・文部科学省「中央教育審議会」の緊急提言
- ・今後の取組

3) 小中一貫の英語教育について

- ・学習指導要領改訂に伴う外国語教育について
- ・今後の取組

4) その他

- ・七塚小学校長寿命化改修について

4. 意見交換

5. 閉 会

かほく市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かほく市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律162号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知及び告示)

第2条 市長は、会議の日時、開催場所及び付議すべき議事を開催日の7日前までに告示し、教育委員会（以下「構成員」という。）に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催前までに市長に届けなければならない。

(議長)

第3条 会議の議長は、教育長をもって充てる。

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議の終了後、教育委員会の事務局員をして遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

3 議事録は、市長及び教育委員1名の署名をもって確定するものとする。

(庶務)

第5条 会議の事務局は、教育部学校教育課が行う。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長と教育委員会が協議し、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月30日から施行する。